

郡上市学校運営協議会規則をここに公布する。

令和3年4月1日

郡上市教育委員会  
教育長

郡上市教育委員会規則第1号

郡上市学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、協議会を郡上市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）に置くことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、郡上市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画、支援及び協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(設置)

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、所管する学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し、相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について共同の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「コミュニティ・スクール」という。）を明示し、当該学校に対して通知するものとする。

(委員の任命)

第4条 協議会の委員は20人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) コミュニティ・スクールの運営に資する活動を行う者
- (4) コミュニティ・スクールの校長
- (5) コミュニティ・スクールの教職員
- (6) 学識経験者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、前項の委員の任命に関してコミュニティ・スクールの校長から意見を聴取することができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、任命の日からその日の属する年度の末日とし、再任を妨げない。

2 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。

3 前項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会議を招集し、会議の議長を務める。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

(会議)

第7条 会議の招集に際しては、会長が開催日前に議案を示して招集するものとする。ただし、緊急を要する場合には、この限りでない。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(会議の公開)

第8条 協議会は、特別の事情がない限り公開とする。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(守秘義務等)

第9条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(3) その他協議会及びコミュニティ・スクールの運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(研修)

第10条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(委員の解任)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

(1) 本人から辞任の申出があったとき。

(2) 第9条の規定に反したとき。

(3) その他解任に相当する事由が認められるとき。

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、協議会に対し、その理由を示さなければならない。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第12条 コミュニティ・スクールの校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

(1) 教育課程の編成に関すること。

(2) 学校経営計画に関すること。

(3) その他校長が必要と認める事項

2 コミュニティ・スクールの校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(学校運営等に関する意見の申し出)

第13条 協議会は、コミュニティ・スクールの運営全般（特定の個人に関する事項及び職員の採用その他の任用に関する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して意見を述べることができる。

2 協議会が教育委員会に対して意見を述べるときは、校長を経由して行うものとする。

(学校運営等に関する評価)

第14条 協議会は、毎年度1回以上、コミュニティ・スクールの運営状況等について評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第15条 協議会は、コミュニティ・スクールの運営について、地域住民等の理解、協力及び参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、地域住民に対し、コミュニティ・スクールの運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(1) コミュニティ・スクールの運営及び当該運営への必要な支援に関し、コミュニティ・スクールの所在する地域の住民、コミュニティ・スクールに在籍する生徒、児童の保護者等の理解を深めること。

(2) コミュニティ・スクールと前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第16条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正性を欠くことによってコミュニティ・スクールの運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及びコミュニティ・スクールの校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう、必要な情報提供に努めなければならない。

(部会等の設置)

第17条 協議会は、その定めるところにより、部会等の必要な組織を置くことができる。

2 部会等に属する委員は、委員のうちから、その都度会長が指名する。  
(庶務)

第18条 協議会の庶務は、コミュニティ・スクールにおいて処理する。  
(その他)

第19条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(郡上市小中学校管理規則の一部改正)

2 郡上市小中学校管理規則(平成16年郡上市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項に、次のようにただし書を加える。

ただし、郡上市学校運営協議会規則(令和3年郡上市教育委員会規則第2号)に基づく学校運営協議会を設置する学校を除く。